

高萩・北茨城広域事務組合職員服務規程

令和元年10月1日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 高萩・北茨城広域事務組合における一般職の職員（次条において「職員」という。）の服務については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(職員の服務)

第2条 職員の服務については、北茨城市職員服務規程（昭和48年北茨城市訓令第5号）の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。